

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第1号

令和4年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年1月31日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 西 田 三 十 五

1. 期 日 令和4年2月10日（木）午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室

○令和4年2月10日

○現在議員5名で次のとおり

議長	久	野	妙	子
副議長	内	海	和	雄
1番	江	澤	眞	一
3番	山	本	英	司
4番	高	木	大	輔

令和4年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

令和4年2月10日（木曜日）午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案の上程
議案第1号から議案第4号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決
日程第 4 議案の上程
発議案第1号、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 開議の宣告
3. 諸般の報告
4. 会議録署名議員の指名
5. 会期の決定
6. 議案の上程
議案第1号から議案第4号まで
7. 提案理由の説明
議案第1号から議案第4号まで
8. 議案第1号から議案第4号まで、質疑、討論、採決
9. 発議案の上程
10. 提案理由の説明
発議案第1号
11. 発議案第1号、質疑、討論、採決
12. 閉 会

○出席議員（4名）

議長	久	野	妙	子
1番	江	澤	眞	一
3番	山	本	英	司
4番	高	木	大	輔

○欠席議員（1名）

副議長	内	海	和	雄
-----	---	---	---	---

○執行部

副管理者	小	坂	泰	久
------	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	前	田	隆	士
総務課長	坂	上	雅	敏

会計管理者	間	野	昭	代
-------	---	---	---	---

○議会事務局出席職員氏名

総務課 人事給与係長	櫻	井	江	里	佳
---------------	---	---	---	---	---

○連絡員

施設管理課 課長補佐	荒	川	修
---------------	---	---	---

◎開会及び開議の宣告

(午後 1時25分)

○議長（久野妙子） ただいまの出席議員は4人であります。

したがって、令和4年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

また、ご発言は着席のままで、お願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（久野妙子） 日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

西田三十五管理者には、新型コロナウイルス感染のため、欠席する旨の申し出がありましたのでご了承願います。

また、内海和雄議員には、本日所用のため、欠席する旨の届出がありましたのでご了承願います。

監査委員より定期監査及び例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（久野妙子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第68条の規定により、江澤眞一議員、高木大輔議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（久野妙子） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（久野妙子） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第4号までを一括議題といたします。

◎議案第1号～議案第4号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（久野妙子） 提案理由の説明を求めます。

副管理者。

○副管理者（小坂泰久） 本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、深く感謝を申し上げる次第であります。

ただいまから、本日提案をいたします議案4件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、令和4年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算であります。当組合におきましては、従前より施設の効率的な運営に取り組み、経費削減に努めており、令和4年度におきましても、引き続きごみの適正処理を進め、効率かつ安定した業務運営に取り組んでまいります。

予算の内容でございますが、歳入歳出予算の総額は16億4,048万8,000円で、前年度に比べて9,039万2,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、佐倉市並びに酒々井町の負担金及びごみ処理に係る手数料でございます。歳出の主なものは、ごみ処理に要する経費や施設の維持管理費、施設建設に係る償還金でございます。

債務負担行為は、イントラ用サーバ機器等賃貸借1件を設定いたそうとするものであります。

議案第2号は、令和3年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算第2号であります。歳入歳出それぞれ、2,272万8,000円の増額をいたそうとするものであります。これによりまして、補正後の予算総額は17億121万6,000円となります。

歳入は有価物及び混合カン売り払い収入の増額であり、歳出の主なものは財政調整基金積立金の増額でございます。

継続費は令和4年度にごみ投入クレーン整備工事など3件を設定いたそうとするものであります。

繰越明許費は令和3年度浸出液処理施設整備工事など3件を設定いたそうとするものであります。

また、債務負担行為の補正はファイヤーウォール賃貸借などの2件を追加するものであります。

議案第3号は、佐倉市、酒々井町清掃組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国における押印義務の見直しの動き等を踏まえ、宣誓書の様式から押印欄を削除しようとするものであります。

議案第4号は、専決処分の承認を求めることについてであります。その内容は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、令和3年千葉県人事委員会勧告及び構成市町の条例改正に準じて12月期の期末手当の引き下げを行ったものであります。

以上、本日提案をいたしました議案について説明を申し上げます。何とぞご審議の上、ご採択くださるようお願い申し上げます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（久野妙子） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（前田隆士） 事務局長の前田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。失礼ですが着座にて説明をいたします。

議案第1号をお願いいたします。

議案第1号、令和4年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算の歳入でございます。1款分担金及び負担金8億2,143万2,000円、2款使用料及び手数料4億5,577万円、3款財産収入3万円、4款繰入金2億円、5款繰越金1,000円、6款諸収入1億6,325万5,000円、歳入合計16億4,048万8,000円でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款議会費30万円、2款総務費1億4,116万4,000円、3款衛生費12億1,789万1,000円、4款公債費2億7,910万3,000円、5款諸支出金3万円、6款予備費200万円、歳出合計が16億4,048万8,000円でございます。

4ページをお願いします。第2表、債務負担行為といたしまして、イントラ用サーバ機器等賃貸借は、既存のイントラ用サーバ機器が令和4年10月末をもってリース期間が満了となるため、ネットワークサーバ及びネットワーク機器等を更新いたそうとするもので、期間を令和4年度から令和9年度までとし、限度額を889万円に設定いたそうとするものです。

ページが飛びまして、8ページをお願いいたします。歳入の詳細でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組織市町負担金8億2,143万2,000円につきましては、佐倉市並びに酒々井町からの負担金でございます。令和3年度と比較いたしますと1,805万1,000円の増額、2.2パーセントの増でございます。組織市町負担金の内訳といたしましては、1節佐倉市負担金が7億2,728万円、2節酒々井町負担金が9,415万2,000円でございます。負担金の詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料4億5,577万円につきましてはごみ処理手数料でございます。手数料は10キロ当たり350円で、年間1万3,022トンの搬入量を見込んでございます。令和3年度と比較いたしますと、ごみの搬入量が722トンの増、金額にいたしまして2,527万円の増額、5.9パーセントの増でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金3万円につきましては、財政調整基金利子でございます。

9ページをお願いいたします。4款繰入金、1項1目1節基金繰入金2億円につきましては、財政調整基金からの繰入金でございます。

5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金につきましては1,000円でございます。

6款諸収入、1項1目預金利子、1節清掃組合預金利子につきましては1,000円でございます。

2項1目1節雑入につきましては1億6,325万4,000円でございます。令和3年度と比較いたしますと1,706万1,000円の増額、11.7パーセントの増でございます。

主なものといたしましては、1鉄、アルミ等の有価物売却収入2,244万3,000円、2混合カン売払

収入1,536万1,000円、3売却電力料金1億1,236万7,000円、ページをめくっていただきまして、10ページ説明欄の一番下の行に記載してございます、21災害共済金818万4,000円は、令和元年度台風15号での新設焼却棟屋根破損における、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済による災害共済金となっております。歳入につきましては以上でございます。

次に14ページをお願いいたします。歳出の詳細でございます。1款1項1目議会費30万円につきましては、議会運営に要する経費でございまして、主に議員報酬及び旅費などでございます。

18ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、1億3,478万7,000円でございます。令和3年度と比較いたしまして71万2,000円の減額、0.5パーセントの減となっております。

表の右側、説明の欄をごらんください。1一般管理費1億3,478万7,000円でございます。主なものといたしましては、特別職2名及び一般職職員15名の給料6,014万円、職員手当等4,017万6,000円、共済費2,090万3,000円でございます。

20ページをお願いいたします。1項総務管理費、2目諸費628万8,000円でございます。こちらは10ページにございました歳入の災害共済金の際にご説明いたしましたが、令和元年台風15号での新設焼却棟屋根破損に対し、公益社団法人全国市有物件災害共済が適用可能と判明しました。新設焼却棟屋根破損は、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金を活用して復旧工事を行っておりましたので、共済適用見合い分の補助金の返納金となっております。

22ページをお願いいたします。2項1目監査委員費8万9,000円につきましては、監査委員2名の報酬及び旅費でございます。

次に26ページをお願いいたします。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費は、12億1,478万2,000円でございます。前年度と比較いたしまして、347万5,000円の減額、0.3パーセントの減でございます。

表の右側、説明欄の上段をごらんください。1清掃施設管理運営事業11億8,250万円でございます。こちらにつきましては、ごみの焼却処理、破碎処理及び埋め立て処分に要する経費でございます。主なものといたしましては、説明欄の中段の委託料のうち、ごみ焼却処理施設等管理業務委託料3億9,481万2,000円、浸出液処理施設管理業務委託料1,446万4,000円、27ページの工事請負費のうち、焼却炉及び廃熱ボイラー等整備工事1億4,999万9,000円でございます。

27ページの下段をごらんください。2清掃施設整備事業につきましては、ごみ処理施設の工事等に要する経費3,228万2,000円でございます。主なものといたしましては、委託料のごみ処理施設精密機能検査等業務委託料1,012万円でございます。こちらは、ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条第1項の規定に基づく精密機能検査を実施いたそうとするものです。

工事請負費のうち、ごみ焼却処理施設監視用工業計器等交換工事1,250万円は、D系焼却炉及びボイラーの安定操業に欠かせない各種流量計及び圧力監視用工業計器について、竣工後16年が経過し、メーカー推奨交換周期を超過しているため、優先順位の高い5台を更新し、併せて新設ダストトラ

ンスミッター制御盤PLCの更新工事を行おうとするものです。

28ページをお願いいたします。2目センター運営費310万9,000円につきましては、リサイクルセンターの運営に要する経費でございます。

32ページをお願いいたします。4款1項公債費、1目元金2億7,531万円につきましては、平成28年度から30年度に実施いたしました、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業に伴う借入金の償還金元金でございます。次に2目利子379万3,000円につきましては、同じくごみ焼却施設基幹的設備改良事業に伴う借入金の償還金利子でございます。

36ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費3万円でございます。これは、財政調整基金の利子分につきましては、基金に積立していたそうとするものでございます。

40ページをお願いいたします。6款1項1目予備費は200万円でございます。歳出については以上でございます。

42ページをお願いいたします。令和4年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金総括表でございます。佐倉市の負担金の合計額は7億2,728万円、酒々井町の負担金の合計額は9,415万2,000円で、負担割合は佐倉市88.54%、酒々井町11.46%でございます。その下の令和4年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金算出基礎表は、それぞれの負担金の算出根拠を示したものでございます。

(1) 事務事業費負担金につきましては、人口割50%、利用割50%で算出いたしており、負担割合は佐倉市が88.11%、酒々井町が11.89%でございます。事務事業費として合計7億4,232万9,000円となっております。調整負担金につきましては、構成市町財源組合補填分として、それぞれの事務事業費の負担割に基づき負担金の調整をいたそうとするものでございます。調整負担金として合計マイナス2億円となっております。事務事業費負担金につきましては、事務事業費から調整負担金を差し引きまして、合計5億4,232万9,000円でございます。

(2) 建設事業費負担金につきましては、令和3年10月1日現在の人口割から算定し、佐倉市89.37%、酒々井町10.63%の割合で、負担金の合計は2億7,910万3,000円でございます。

次の44ページから51ページまでは給与費明細書となっております。52ページは継続費に関する調書、53ページから54ページは債務負担行為調書、55ページは地方債に関する調書でございます。

議案第1号のご説明は以上でございます。

続きまして、議案第2号をお願いいたします。

令和3年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算第2号でございます。予算書の2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。6款諸収入2,272万8,000円の増額でございます。歳入合計、既定額16億7,848万8,000円に、補正額2,272万8,000円を増額いたしまして、歳入合計を17億121万6,000円にいたそうとするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款議会費1,000円の増額、2款総務費4万

9,000円の増額、3款衛生費4万4,000円の増額、5款諸支出金2,263万4,000円の増額でございます。歳出合計、既定額16億7,848万8,000円に、補正額2,272万8,000円を増額いたしまして、歳出合計を17億121万6,000円にいたそうとするものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表継続費でございます。新型コロナウイルスの影響を受け、いずれの工事も交換する電気部品の納期に日数を要することから、令和3年度に契約事務を行う必要があるため、令和4年度ごみ投入クレーン整備工事など3件の継続費の設定をいたそうとするものでございます。

5ページをお願いいたします。第3表繰越明許費でございます。同じく新型コロナウイルスの影響を受け、いずれの工事も交換する電気部品が令和3年度内に確保することが難しくなったため、令和3年度浸出液処理施設整備工事など3件の繰越明許費の設定をいたそうとするものでございます。

6ページをお願いいたします。第4表債務負担行為補正でございます。2件の債務負担行為の追加でございます。ファイヤーウォール賃貸借につきましては、期間を令和3年度から令和9年度まで、限度額を28万6,000円に設定いたそうとするものでございます。

事務局関係の令和4年度通年業務につきましては、令和3年度から令和4年度まで、限度額を3億2,723万2,000円に設定いたそうとするもので、令和4年度通年業務のうち、令和4年4月1日から業務を行うために、令和3年度中に契約事務を行う必要があるものでございます。令和4年度通年業務の詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

10ページをお願いいたします。2歳入でございます。6款諸収入、2項1目雑入につきましては、2,272万8,000円の増額補正でございます。説明の欄をごらんください。1有価物売払収入、2混合カン売払収入共に売払単価の上昇を受け、売払い収入の増額をいたそうとするものでございます。

歳出の主なものにつきましてご説明いたします。ページが少し飛びまして18ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項基金日、1目財政調整基金費につきましては、歳入の増額に伴い2,263万4,000円の増額補正をいたそうとするものでございます。

20ページをお願いいたします。継続費についての平成31年度末までの支出額、令和2年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和3年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。4ページでご説明させていただきました、第2表継続費と同様の内容でございます。

21ページをお願いいたします。債務負担行為で令和4年度以降にわたるものについての令和2年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和3年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。6ページでご説明をさせていただきました、第4表債務負担行為補正と同様の内容でございます。

続いて22ページをお願いいたします。付表令和4年度通年業務に関する一覧でございます。こちらは6ページの第4表債務負担行為補正でご説明いたしました、令和4年度通年業務の詳細でございます。

令和4年度当初から実施する事業で、令和3年度中に契約事務を行う必要がある例規検索システムデータベース業務委託から、次ページのリサイクルセンター業務委託（その2）までの計15件につきまして、債務負担行為として追加したそうとするものでございます。

議案第2号のご説明は以上でございます。

次に議案第3号をお願いいたします。

議案第3号、佐倉市、酒々井町清掃組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例制定につきましては、国における押印義務の見直しの動き等を踏まえ、千葉県及び構成市ではすでに宣誓書の様式から押印欄を削除しているため、清掃組合におきましても同様の改正を行おうとするものでございます。

議案第3号のご説明は以上でございます。

議案第4号をお願いいたします。

議案第4号、専決処分の承認を求めることについてでございます。佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合理期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、承認を求めるものでございます。この専決処分につきましては、令和3年10月12日付けで千葉県人事委員会から期末手当の0.15月分の引き下げについて勧告がなされたことを受けまして、構成市町であります佐倉市では、令和3年11月22日の市議会11月定例会において、酒々井町では令和3年11月30日の臨時町議会において、千葉県人事委員会の勧告に基づく一般職職員の給与条例等の一部改正条例が可決されました。これらを踏まえ、当組合におきましても同様に給与条例等の一部改正が必要となりましたが、12月期の期末勤勉手当を支給するにあたり、改正条例を11月30日までに公布し、支給基準日である12月1日までに施行する必要があったことから、専決処分とさせていただいたものでございます。

議案第4号のご説明は以上でございます。

以上、雑駁なご説明で恐縮ではございますが、議案の補足説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（久野妙子） これより議案第1号から議案第4号に対する質疑を行います。

議案ごとに行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質疑については一問一答にてお願いいたします。

議案第1号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第2号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第3号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第4号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。質疑は終結いたします。

これより、議案第1号から議案第4号に対する討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 討論はなしと認めます。討論は終結いたします。

これより採決を行います。議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（久野妙子） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（久野妙子） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（久野妙子） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（久野妙子） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎発議案の上程

○議長（久野妙子） 日程第4、議案の上程を行います。

発議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

高木大輔議員。

○4番（高木大輔） 議席4番、高木大輔でございます。

発議案第1号についての案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

佐倉市、酒々井町清掃組合議会会議規則の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり佐倉市、酒

々々井町清掃組合議会会議規則第13条の規定により提出いたします。令和4年2月10日。提出者は佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員、江澤眞一議員、山本英司議員、そして私、高木大輔でございます。佐倉市、酒々井町清掃組合議会議長 久野妙子様。

提案理由。本案は、議員の議会への欠席事由を明文化するため、所要の改正を行おうとするものであります。なにとぞ皆様のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明を終わります。

○議長（久野妙子） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。質疑は終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 討論はなしと認めます。討論は終結いたします。

これより採決を行います。発議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（久野妙子） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（久野妙子） 以上をもちまして、令和4年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時01分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 久 野 妙 子

署名議員 江 澤 眞 一

署名議員 高 木 大 輔